平成２４年（フ）第１２８号
兵庫県姫路市大塩町271番地２
債務者　濱上　賢治
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１８４号
兵庫県姫路市田寺８丁目９番３号　ジュネス・アビタシオン102号室
債務者　安樂　結衣
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１９６号
兵庫県姫路市東夢前台２丁目65番地　県営東夢前台住宅２号棟611号
債務者　脇田美奈子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１９８号
兵庫県姫路市下手野６丁目６番９―407号　県住下手野団地
債務者　日出　知芳
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２３号
鳥取県米子市河崎2763番地５
債務者　石黒　　淳
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第３２５号
広島市安佐北区亀山３丁目20番24―４号
債務者　松本　慶五
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３５０号
広島市安芸区中野２丁目６番31―17号
債務者　松本　啓子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５４号
香川県綾歌郡宇多津町2862番地５
債務者　宮下賢一郎
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１３４号
大分市大在北３丁目19番18号
債務者　原田　理恵
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２３号
北海道日高郡新ひだか町静内青柳町４丁目３番12―101号　青柳団地１棟101号
債務者　浅利　美香（旧姓霜澤）
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
北海道様似郡様似町字鵜苫２番地
債務者　齋藤　勝典
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第６７号
長野県東筑摩郡山形村4694番地32
債務者　加藤　欣吾
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２３号
三重県伊賀市千戸1687番地の235
債務者　前田　久恵
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第３３９号
京都市伏見区桃山町丹後７番地１　シャトレカルマン401号
債務者　山元　達也
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３４０号
京都市伏見区桃山町丹後７番地１　シャトレカルマン401号
債務者　リサイクル＆カフェ　キッスこと　山元紀美子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３６１号
京都府宇治市広野町丸山45番地２、住民票上の住所京都府宇治市五ケ庄上村22番地の３
債務者　山本　悦子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３７７号
京都市左京区下鴨蓼倉町３番地９　玉城芳治方
債務者　鷲山　惠理
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４４３号
京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字北垣内44番地の４
債務者　**兼**田　由香
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係